事業名	丸森町浄化槽設置整備事業
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築			☑ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助しています。
補助対象要件	・下水道区域及び農業集落排水区域以外において浄化槽を設置されたい方。 ※　住宅の新築、既存は問いません。 ※　持家、借家も問いませんが、借家の場合は、貸主からの承諾書が必要となります。
補助金額等	５人槽　　４００，０００円 ６～７人槽　　５２０，０００円 ８人槽以上　７２０，０００円
補助申請期間	通年
その他	
ホームページ	
お問合せ先	建設課水道班　０２２４－７２－３０３３

事業名	丸森町住宅用太陽光発電システム導入助成事業
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	太陽光発電を利用した「住宅用太陽光発電システム」及び「定置用蓄電池システム」設置に対する助成制度です
補助対象要件	①町内に居住し、又は居住する目的で住宅を所有又は建築もしくは購入予定の方であって町民税等の滞納がない方。 ②住宅用太陽光発電システムを設置する方であって、原則として電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を補助金の申請年度内に締結する方。 ③太陽光発電システムに接続する蓄電池システムを設置した方
補助金額等	・太陽電池出力１ｋＷ当り　２万円（限度額１０万円） ・蓄電池容量１ｋＷｈ当り　１万円（限度額１０万円）
補助申請期間	毎年４月１日～１月３１日まで
その他	
ホームページ	
お問合せ先	町民税務課町民生活班　０２２４－７２－３０１２

事業名	しあわせ丸森暮らし応援事業（新生活応援事業）
事業主体	丸森町

対象者	☐ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	新生活応援事業
補助対象要件	①申請日現在において申請者またはその配偶者が45歳未満で対象世帯のいずれかに該当すること ※対象世帯 Ａ：夫婦いずれかが45歳未満の世帯（夫婦世帯） Ｂ：中学生以下の子どもを扶養している世帯（子育て世帯） Ｃ：２年以上丸森町外に居住していた世帯で、丸森町内に転入して１年未満又はこれから丸森町に転入する世帯（新規転入世帯） ②丸森町に定住の意思があること ③新たに丸森町内の民間賃貸住宅に入居すること ※賃貸借契約を締結して自己が居住する民間賃貸住宅（町営、県営、雇用促進住宅等を除く） ※勤務先からの住宅手当額を控除した額が対象 ④市町村民税の滞納がないこと ⑤賃貸借契約に基づいて入居し、１ヶ月分の家賃を支払い後、速やかに申請すること
補助金額等	入居時補助金　５万円 家賃補助金　最高5万円（民間賃貸住宅１ヶ月分）
補助申請期間	通年
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=784
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５

事業名	しあわせ丸森暮らし応援事業（住宅取得奨励事業）
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	住宅取得奨励事業
補助対象要件	①申請日現在において申請者またはその配偶者が45歳未満で対象世帯のいずれかに該当すること ※対象世帯 Ａ：夫婦いずれかが45歳未満の世帯（夫婦世帯） Ｂ：中学生以下の子どもを扶養している世帯（子育て世帯） Ｃ：２年以上丸森町外に居住していた世帯で、丸森町内に転入して１年未満又はこれから丸森町に転入する世帯（新規転入世帯） ②新たに町内に住宅を取得すること（新築・中古を問わない） ③丸森町に定住の意思があること ④市町村民税や家賃の滞納がないこと ⑤工事請負契約締結後、必ず工事着手前に申請すること（住宅売買契約締結の場合は入居前） ⑥申請と工事着手が同年度内であること ⑦申請者が過去に同様の補助（国・県・丸森町を含む市町村からのもの）を受けていないこと
補助金額等	（基本補助金）　限度額１００万円（補助対象経費の1/20） （加算補助金） ①土地取得加算　限度額５０万円（土地取得経費の1/3） ※土地取得に係る金額が明らかにできる場合に限ります。 ※申請日前２年以内に取得した土地が対象（３親等以内の親族が所有する土地を除く） ②町内業者加算　限度額５０万円（補助対象経費の1/40） ③新規転入世帯加算　限度額５０万円（補助対象経費の1/40） ④子育て世帯加算　　限度額５０万円（補助対象経費の1/40）
補助申請期間	通年
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=784
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５

事業名	しあわせ丸森暮らし応援事業（住宅リフォーム支援事業）
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	住宅リフォーム支援事業
補助対象要件	①申請日現在において申請者またはその配偶者が45歳未満で対象世帯のいずれかに該当すること ※対象世帯 Ａ：夫婦いずれかが45歳未満の世帯（夫婦世帯） Ｂ：中学生以下の子どもを扶養している世帯（子育て世帯） Ｃ：２年以上丸森町外に居住していた世帯で、丸森町内に転入して１年未満又はこれから丸森町に転入する世帯（新規転入世帯） ②申請者が居住するための住宅のリフォームであること（申請者または３親等以内の親族が所有する住宅） ③住宅機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等であること ※外壁の塗装のみ、内装の張替えのみ等は対象外 ④リフォームの経費が200万円以上（税抜き）であること ⑤町内に定住の意思があること ⑥市町村民税の滞納がないこと ⑦必ず工事着手前に申請すること ⑧申請と工事着手が同年度内であること ⑨今回申請する補助金以外に公共機関（国・県・丸森町を含む市町村）から補助を受けた住宅ではないこと
補助金額等	基本補助金　限度額50万円（補助対象経費の1/6） 加算補助金　　町内業者加算　限度額50万円（補助対象経費の1/6）
補助申請期間	通年
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=784
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５

事業名	丸森町空き家利活用促進支援事業（空き家再生支援事業）
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☑ 改修・増築			☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☑ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	空き家再生支援事業
補助対象要件	①丸森町空き家バンクに登録されている物件であること ②空き家を購入もしくは借りる方、又は空き家の売却もしくは貸すことを確約した所有者 ※賃借する物件を改修する場合は、所有者の同意が必須 ③市町村民税の滞納がないこと ④過去に町から住宅取得補助またはリフォーム補助を受けていないこと（所有者に限る） ⑤空き家に対する改修で、業者による工事費、自分で作業する際の材料費が対象 ⑥必ず工事着手前に申請すること ⑦申請と工事着手が同年度内であること ⑧過去に同様の補助（国・県・丸森町を含む市町村からのもの）を受けていないこと
補助金額等	基本補助金　限度額３０万円（空き家の改修に要する経費1/2） 加算補助金 町内建築業者・町内店舗材料購入加算　限度額３０万円（空き家の改修に要する経費の1/6） ※基本補助金、加算補助金の合計額は補助対象経費の1/2
補助申請期間	通年
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=1310
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５

事業名	丸森町空き家利活用促進支援事業（家財道具等処分・清掃支援事業）
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☑ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	家財道具等処分・清掃支援事業
補助対象要件	①丸森町空き家バンクに登録されている物件であること ②空き家を購入もしくは借りる方、又は空き家の売却もしくは貸すことを確約した所有者 ③市町村民税の滞納がないこと ④空き家に保管されている家財道具等の撤去、処分及び住宅の清掃を委託により実施する経費が対象 ⑤必ず処分の着手前に申請すること ⑥申請と処分等の着手が同年度内であること ⑦過去に町から住宅取得補助またはリフォーム補助を受けていないこと（所有者に限る） ⑧過去に同様の補助（国・県・丸森町を含む市町村からのもの）を受けていないこと ⑨家財道具等の撤去及び処分においては、廃棄物処理許可業者への委託に限る
補助金額等	補助金額　限度額20万円（空き家の家財処分、清掃に要した委託費の1/2）
補助申請期間	通年
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=1310
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５

事業名	丸森町空き家利活用促進支援事業（空き家解体支援事業）
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☑ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	空き家解体支援事業
補助対象要件	①空き家を解体後に土地を売却または賃貸しようとする所有者で、当該空き家を解体する方 ②解体工事業の許可を受けている事業者へ委託して解体する場合に限る ③必ず解体工事の着手前に申請する事 ④空き家再生支援事業、家財道具等処分・清掃支援事業の対象となった空き家を除く ⑤市町村税の滞納がないこと
補助金額等	補助金　限度額５０万円(空き家の解体に係る経費1/2以内)
補助申請期間	通年
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=1310
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５

事業名	結婚新生活支援事業
事業主体	丸森町

対象者	☑ 個人(持ち家)			☑ 個人(賃貸)		☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)			☑ 改修・増築		☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☑ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	若者の定住推進や少子化対策を図るため、結婚に伴う住居費用等（住宅のリフォーム費用、家賃、引越費用）に対して補助するもの。
補助対象要件	（１）補助対象者 ① 令和６年１月１日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦 ② 婚姻届を受理された日における年齢がともに45歳未満の夫婦 ③ 夫婦の双方または一方が町内に住所があり、３年以上定住する意思がある夫婦 ④ 夫婦の双方が、丸森町結婚新生活支援事業補助金の申請が初めての夫婦 ⑤ 夫婦の双方が、市町村民税等の滞納がない夫婦 （２）補助対象費用 ①リフォーム費用+Y7:AM7 住宅の機能の維持又は向上を図るため行った修繕、増築、改築、設備更新等に要した経費 （婚姻日から起算して１年前以内に実施したリフォームも対象） 【対象外経費】 ・倉庫及び車庫、門、フェンス、植栽等の外構の工事費 ・家電購入及び設置の費用 ②住宅賃借費用 家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象。公営住宅も対象。 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、それを控除した額。 ③引越費用 引越にかかった費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った経費が対象。 ④住宅取得費用 住宅取得に要した経費（婚姻日から起算して１年前以内に取得した住宅も対象）
補助金額等	補助金の上限額は、夫婦の年齢、夫婦の合計所得に応じて以下のとおりです。 （１）夫婦ともに29歳以下 ①合計所得が500万円未満　65万円 ②合計所得が500万円以上　35万円 （２）夫婦ともに30歳以上39歳以下 ①合計所得が500万円未満　35万円 ②合計所得が500万円以上　25万円 （３）夫婦ともに40歳以上45歳未満　25万円 ※注意 ・申請する年度内に夫婦が支払った経費が対象 ・他の公的制度のよる補助金の交付を受けた経費は対象外
補助申請期間	令和7年3月31日
その他	要事前問合せ
ホームページ	https://www.town.marumori.miyagi.jp/life/detail.php?content=783
お問合せ先	子育て定住推進課定住推進班　０２２４－５１－９９０５